

# 平成29年度 PTA・後援会総会 資料

平成29年4月15日

- 1 期 日 平成29年4月15日(土)
- 2 会 場 城南中学校体育館
- 3 日 程 13:15~13:25 受 付 (各教室前)  
13:30~14:20 授業参観  
14:30~15:30 PTA総会 (体育館)  
15:40~16:20 学年懇談会

1年：社会科室 2年：2年A組教室 3年：体育館
--------------------------------

## 4 総会次第

進行 鈴木 忍さん

- (1) 開会のことば (茅場副会長)
- (2) PTA会長あいさつ
- (3) 校長あいさつ
- (4) 議長団選出
- (5) 議事  
1号議案 平成28年度事業報告並びに決算報告並びに会計監査報告  
2号議案 平成29年度事業計画並びに予算案審議  
新役員承認
- (6) 新旧役員あいさつ
- (7) その他
- (8) 閉会のことば ( 新副会長)

※ 職員紹介

石岡市立城南中学校 P T A

## 平成28年度 P T A事業報告

月・日	活動内容	月・日	活動内容
4/8	第56回入学式	9/7	一斉登校指導
4/13	役員会・委員総会	9/10	体育祭協力
4/16	PTA総会・授業参観・家庭教育学級開級式・歓送迎会	9/17	石岡のお祭り巡回指導(～19日)
4/20	市P連新旧役員会	9/24	市P球技大会練習
4/28	市P連総会	10/1	市P球技大会練習試合
5/15	県南P連総会	10/5	一斉登校指導
5/16	第1回総務委員会	10/9	市P連球技大会
5/18	家庭教育学級開設会議・交通安全母の会連絡会石岡支部総会	10/18	第3回総務委員会
5/19	市P連第1回役員会	11/1	合同あいさつ運動・一斉登校指導
5/20	第1回役員会	11/9	市P連第3回単P会長・事務担当者会議
5/25	交通安全指導日	11/18	第3回役員会
5/27	第1回運営委員会 (4回) 11/18 11/24 11/25 11/26	11/24	第4回総務委員会
5/29	県P連総会	11/25	第3回運営委員会
6/1	交通安全の日街頭活動	12/2	2学期末PTA授業参観・懇談会・講演会(成人・家庭)
6/1	一斉登校指導) 市P連第1回単P会長・事務担当者会議	12/3	県PTA振興大会
6/16	市P連第1回女性ネットワーク委員研修会	12/7	一斉登校指導
6/23	第2回総務委員会	12/20	市女ネット研修会
6/25	市P連指導者研修会	12/22	「絆」NO.81号発行
7/3	第1回交通安全母の会評議員会	1/11	一斉登校指導
7/6	一斉登校指導	1/19	第5回総務委員会
7/8	第1学期末PTA授業参観	2/1	一斉登校指導
7/20	市安全安心まちづくり市民大会	2/2	第4回役員会・運営委員会
7/20	「絆」NO.80号発行	2/3	市女ネット委員会
8/6	市P球技大会練習	2/8	市P連役員会
8/18	市P連第2回役員会	2/9	第6回総務委員会
8/19	第2回役員会	2/11	生涯学習の集い(表彰・講演会)
8/20	1・2年奉仕作業	2/15	市P連第4回単P会長・事務担当者会議
8/20	市P球技大会練習	2/22	一斉登校指導
8/26	第2回運営委員会	2/24	学年末PTA1・2年懇談会
8/27	市P球技大会練習	3/9	「絆」NO.82号発行
8/29	城南地区PTAバレーボール大会	3/10	第56回卒業式
8/30	市P連第2回単P会長・事務担当者会議	3/16	関川・茨城地区合同総会
9/3	市P球技大会練習	3/21	P役員会・会計監査

平成28年度 城南中学校PTA会費決算

1 収入の部

(単位：円)

項目	本年度決算	本年度予算	増減	備考
会費	433,200	453,600	△ 20,400	会費 P300円×1444口分
雑収入	2	20	△ 18	貯金利息, 前年度分納入
助成金	30,000	30,000	0	市P連助成金
繰越金	120,334	120,334	0	繰越金
合計	583,536	603,954	△ 20,418	

2 支出の部

(単位：円)

款	項目	本年度決算	本年度予算	増減	備考
運営費	事務費	0	13,000	△ 13,000	
	会議費	3,480	13,000	△ 9,520	飲み物代等
	旅費	0	0	0	
生徒福祉助成金	設備助成費	0	6,000	△ 6,000	
	環境設備費	45,000	45,000	0	卒業式鉢花
	保健体育費	44,422	90,000	△ 45,578	ソフトバレー(城南地区・市P連)
	学習奨励費	0	12,000	△ 12,000	
PTA活動費	常置委員会費	168,480	175,000	△ 6,520	会報発行(年3回)
	講座費	3,240	5,000	△ 1,760	講演会(講師への花束代)
	視察費	0	5,000	△ 5,000	
	指導費	0	4,000	△ 4,000	
	委員会活動費	26,903	25,000	1,903	親子奉仕作業飲み物代
諸費	教育奨励費	10,000	10,000	0	生徒向けケータイ教室講師謝礼
	親の会	37,800	40,000	△ 2,200	歩く会ゼリー代, 県P安全互助会
	負担金	91,535	125,000	△ 33,465	P連負担金等
	慶弔費	27,000	35,000	△ 8,000	PTA歓送迎会花束代
	予備費	0	954	△ 954	
合計		457,860	603,954	△ 146,094	

収入合計 583,536 円

支出合計 457,860 円

3 差引残高

125,676 円

残金 125,676 円は次年度へ繰り越します。

上記のとおり報告いたします。

平成29年4月15日

石岡市立城南中学校PTA会長

平成28年度PTA後援会決算書

1. 収入の部

(単位;円)

	本年度決算額	本年度予算額	増減(△)	付記
会費	699,600	648,000	51,600	300円 × 2,332口
繰越金	114,718	114,718	0	前年度繰越金
雑収入	2	20	△ 18	預金利子
合計	814,320	762,738	51,582	

2. 支出の部

(単位;円)

項目	本年度決算額	本年度予算額	増減(△)	付記
運営費	27,827	20,000	7,827	作品郵送代, 来賓講師切手代等
文化活動費	10,252	20,000	△ 9,748	3年生を送る会講師花束代, 卒業生色紙代
体育施設活動費	10,668	20,000	△ 9,332	体育祭用ハチマキ, ビニールテープ代等
生徒指導費	15,324	20,000	△ 4,676	学警連・生徒指導負担金等
教育研究助成費	30,662	30,000	662	資料代, 研修参加費等
施設環境整備費	160,431	130,000	30,431	鉢花, 苗代, 整備用部品代等
消耗費	2,160	10,000	△ 7,840	資料印刷代等
部活動特別費	475,860	500,000	△ 24,140	遠征費, 大会参加費等
予備費	10,886	12,738	△ 1,852	筆耕料
合計	744,070	762,738	△ 18,668	

収入合計 814,320

支出合計 744,070

3. 差引残金 70,250 円

残金は次年度へ繰り越します

上記のとおり報告いたします。

平成28年4月15日

石岡市立城南中学校PTA会長

平成29年度 城南中学校PTA事業計画(案)

委 員 会		事 業	
役 員 会	1	諸行事の連絡調整	
		地区内連絡調整	
		P T A連絡協議会関係	
		市P T A球技大会メンバー選出	
		体育祭(9/9)参加	
		体育祭(9/9)・城光祭(10/29)協力 (この委員会の)	
		城南中学校統合記念事業	
総 務 委 員 会	4	体育祭(9/9)協力(接待)	
		P T A会報作成研修	
		P T A会報「絆」発行(年3回 7/20・12/22・3/12)	
		体育祭(9/9)・城光祭(10/29)の協力	
		城南中学校統合記念事業	
生活指導委員会 交通安全母の会		登校時交通安全指導(毎月1回)	
		地区祭礼巡視(石岡のおまつり9/16・17・18)	
		校外生活指導	
		体育祭(9/9)・城光祭(10/29)協力	
		交通安全母の会参加	
		城南中学校統合記念事業	
成人教育	第 1 学 年 委 員 会	学年P T A(7/5・12/1・2/16)	
		奉仕作業(6/24)	
		各種講演会企画・運営・参加等	
		授業参観(7/5・12/1・2/16)	
		体育祭(9/9)・城光祭(10/29)協力	
		市P T A球技大会(10/9)協力 等	
		家庭教育学級	
		城南中学校統合記念事業	
	第 2 学 年 委 員 会	学年P T A(7/5・12/1・2/16)	
		奉仕作業(8/19)	
		各種講演会企画・運営・参加等	
		授業参観(7/5・12/1・2/16)	
		体育祭(9/9)・城光祭(10/29)協力	
		市P T A球技大会(10/9)協力 等	
			城南中学校統合記念事業
	第 3 学 年 委 員 会	学年P T A(7/5・11/6)	
		奉仕作業(5/20)	
		各種講演会企画・運営・参加等	
授業参観(7/5・11/6)			
体育祭(9/9)・城光祭(10/29)協力			
市P T A球技大会(10/9)協力 等			
		城南中学校統合記念事業	
女性ネットワーク		市・県南女性ネットワーク(6/16・7/8・10/27・11/11・2/6)参加	
		城南中学校統合記念事業	
4/13 P T A委員総会		11/15 P T A本部役員会③	
4/15 P T A総会		11/22 P T A運営委員会③	
5/24 P T A本部役員会①		2/ 1 P T A本部役員会④	
5/31 P T A運営委員会①		2/ 1 P T A運営委員会④	
8/23 P T A本部役員会②			
8/29 P T A運営委員会②			

平成29年度 城南中学校PTA予算 (案)

1 収入の部

(単位:円)

項 目	本年度予算額	前年度予算額	増減(△)	備 考
会 費	446,400	453,600	△ 7,200	会費 P300円×1488口分
雑 収 入	0	20	△ 20	貯金利息, 前年度分納入
助 成 金	27,000	30,000	△ 3,000	市P連助成金
繰 越 金	125,676	120,334	5,342	繰越金
合 計	599,076	603,954	△ 4,878	

2 支出の部

(単位:円)

	項 目	本年度予算額	前年度予算額	増減(△)	備 考
運 営 費	事務費	10,000	13,000	△ 3,000	切手代, 封筒代, 記録写真等
	会議費	13,000	13,000	0	飲み物等(本部役員会, 運営委員会)
	旅費	0	0	0	
事 業 費	生徒福祉助成金				
	設備助成費	6,000	6,000	0	環境整備材料等
	環境設備費	45,000	45,000	0	卒業式鉢花等
	保健体育費	90,000	90,000	0	体育祭駐車場誘導警備, 歩く会バス代等
	学習奨励費	12,000	12,000	0	授業用図書等
P T A 活 動 費	常置委員会費	175,000	175,000	0	会報発行(年3回)
	講座費	5,000	5,000	0	講師謝礼等
	視察費	5,000	5,000	0	
	指導費	4,000	4,000	0	生徒指導, 行事経費補助等
	委員会活動費	25,000	25,000	0	親子奉仕作業飲み物等
諸 費	教育奨励費	10,000	10,000	0	県総体, 新人大会参加費等
	親の会	40,000	40,000	0	歩く会バン代, 特別支援教材費等
	負担金	125,000	125,000	0	P連負担金等
	慶弔費	34,000	35,000	△ 1,000	歓送迎会花束等
	予備費	76	954	△ 878	
合 計		599,076	603,954	△ 4,878	

収入合計 599,076 円

支出合計 599,076 円

3 差引残高

0

各項目とも彼此流用することができる。

平成29年4月15日

石岡市立城南中学校PTA会長

平成29年度PTA後援会予算書(案)

1. 収入の部

(単位;円)

項 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減 ( △ )	付 記
会 費	648,000	648,000	0	300円 × 12カ月 × 180口
繰 越 金	70,250	114,718	△ 44,468	前年度繰越金
雑 収 入	10	20	△ 10	預金利子等
合 計	718,260	762,738	△ 44,478	

※ △は減

2. 支出の部

(単位;円)

項 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減 ( △ )	付 記
運 営 費	20,000	20,000	0	来賓講師用ハガキ, 切手代等
文 化 活 動 費	10,000	20,000	△ 10,000	作品送付料等
体育施設活動費	10,000	20,000	△ 10,000	体育用品修理代等
生徒指導費	10,000	20,000	△ 10,000	生徒指導諸経費
教育研究助成費	30,000	30,000	0	研修費, 資料代等
施設環境整備費	120,000	130,000	△ 10,000	環境整備用品, 鉢花, 苗代等
消 耗 費	10,000	10,000	0	資料印刷代等
部活動特別費	500,000	500,000	0	大会参加費, 遠征費等
予 備 費	8,260	12,738	△ 4,478	筆耕料
合 計	718,260	762,738	△ 44,478	

※ △は減

収入合計 718,260 円

支出合計 718,260 円

3. 差引残高

0 円

各項目とも彼此流用することができる。

平成29年4月15日

石岡市立城南中学校後援会会長

# 石岡市立城南中学校PTA規約（案）

## 第1章 名称及び事務局

第1条 この会は石岡市立城南中学校 PTA という。

第2条 この会の事務局を石岡市立城南中学校内におく。

## 第2章 目的及び活動

第3条 この会は、父母と教師が協力して家庭と学校と社会における生徒の健全にして幸福な成長を図ることを目的とする。

第4条 この会は前条の目的を遂げるために次の活動をする。

- 1 よい父母、よい教師となるよう努める。
- 2 学校と家庭の緊密な連絡によって生徒の活動を増進し指導する。
- 3 生徒の生活環境をよくする。
- 4 交通安全の指導に努める。
- 5 会員相互の親睦を図る。
- 6 公教育費を充実することに努める。

## 第3章 方針

第5条 この会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

- 1 生徒の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- 2 特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利を目的とする行為は行わない。
- 3 この会、またはこの会の役員の名で、公職の選挙の候補の推薦はしない。
- 4 学校の人事その他の運営管理には干渉しない。

## 第4章 会員及び会費

第6条 この会の会員は、城南中学校に在籍する生徒の父母または保護者並びに城南中学校の校長、及び職員とする。

第7条 会員は、この会の目的を達成するため会費を納めるものとする。  
会費は月額300円とする。

## 第5章 役員

第8条 この会の役員は次の通りとする。

- 1 会長1名
- 2 副会長3名（高浜地区1名、三村地区1名、関川・茨城地区1名）
- 3 書記2名（高浜地区、三村地区、関川・茨城地区の中から1名、学校1名）
- 4 会計3名（高浜地区、三村地区、関川・茨城地区の中から2名、学校1名）

第9条 役員を選出は次の通りとする。

- 1 会長、副会長は会員中より役員選考委員会で選出し、総会の承認を得て決定する。
- 2 書記、会計は会長が委嘱し、総会に報告する。
- 3 本会に準役員として顧問を置くことができる。顧問は会長が委嘱し、総会に報告する。
- 4 役員選考委員会を設け、新役員を選出確認作業を行う。構成員は、退任予定の正・副



会長、学年委員長とし、協議の結果を運営委員会に報告する。

第10条 会長、副会長の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。ただし、書記、会計及び顧問の任期は1年とし、再任を妨げない。

第11条 役員の任期中会員の資格を失ったときは、細則の定めるところにより、委員総会の承認があれば、残任期間だけその職にとどまることができる。また、補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

第12条 会長は会務を総理し、次の職務を行う。

- 1 委員総会及び役員会を召集し、会議の議長となる。
- 2 他の役員及び校長の意見を聞いて、書記、会計、顧問及び常置委員会の正副委員長を委嘱し、総会に報告する。
- 3 委員総会で選出された会計監査委員を委嘱し、総会に報告する。
- 4 他の役員、及び校長の意見を聞いて、会の運営をつかさどる。
- 5 必要に応じて顧問を本部役員会等に招集する。

第13条 副会長は会長を補佐し、会長に事故等があった場合は、その職務を代行する。

第14条 常置委員会の正副委員長は、それぞれの会務を遂行し、また常置委員会相互の連絡調整に協力する。

第15条 本部副会長は各地区の代表として、この会と各地区の密接な連絡提携を図り、この会の活動を円滑にする。

第16条 書記は次の職務を行う。

- 1 総会及び役員会、委員総会の議事、並びにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
- 2 記録、通信その他の書類を保管する。
- 3 会長の指示に従って、この会の庶務を行う。

第17条 会計は次の職務を行う。

- 1 総会が決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
- 2 会計監査委員の監査を受け、定期総会で会計報告をする。
- 3 この会の財産を管理する。
- 4 事業並びに予算の立案に協力する。

第18条 顧問は、会長の要請により、本部役員会等に対して必要な助言を行う。

## 第6章 総会

第19条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

規約の改正または制定、決算認定及び予算、事業計画の決定、役員及び会計監査委員の認定、その他重要事項の報告を受ける。

第20条 総会は定期総会、及び臨時総会とする。

総会は、会員の過半数をもって成立する。

第21条 定期総会は4月に開催する。臨時総会は役員会が必要と認めたとき開催する。

第22条 総会の議長は、役員会が会員の中から選出し、総会の承認を得る。

#### 第7章 役員会

第23条 役員会は役員及び校長をもって構成され、必要により運営委員会が構成されたときは、その正副委員長がこれに加わる。  
会の運営に必要なことからの審議執行、及び常置委員会の連絡調整を図り、また総会提出の議案も作成する。

第24条 役員会の議事は、出席者の過半数で決定する。可否同数の時には、議長が決定する。

第25条 役員会は、会長が必要と認めたとき開催する。

#### 第8章 常置委員会及び運営委員会

第26条 この会の活動に必要な事項を調査研究し、立案施行するために常置委員会を置く。常置委員会の必要事項は細則でこれを定める。

第27条 特別な事項について必要があるときには、運営委員会を設けることができる。運営委員会について必要な事項は、細則でこれを定める。

#### 第9章 委員総会

第28条 委員総会は、役員、常置委員会及び校長をもって構成され、会長が召集する。

第29条 会長、副会長、監査委員を選出する。また、任期中、会員の資格を失った役員について審議し決定する。

第30条 委員総会の議事は、出席者の過半数で決定する。可否同数の時には、議長が決定する。

#### 第10章 経 理

第31条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他収入によって支弁される。

第32条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第33条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第34条 この会の会計年度は毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

#### 第11章 会計監査委員

第35条 この会を經理するために、2名の会計監査委員を置く。ただし、常置委員会正副委員長、役員は会計監査委員を兼ねることはできない。

第36条 会計監査委員は、委員総会で選出し、会長が委嘱する。

第37条 会計監査委員は必要に応じ、随時監査を行うことができる。

第38条 会計監査委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

#### 第12章 細 則

第39条 この会の運営に関し、必要な細則は、この規約に違反しない限り役員会の議決を経て定めることができる。

- 1 役員会は、細則を制定しまたは改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。
- 2 役員任期中に会員の資格を失った場合は、委員総会の承認を得て残任期間だけ会員となることができる。

#### 第13章 校長の立場

第40条 校長は、学校管理及び教育上の立場から、役員会、委員総会、常置委員会及び運営委員会に出席し、意見を述べることができる。

#### 第14章 規約の改正

第41条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

#### 付 則

- 1 この規約は昭和37年4月1日より実施する。
- 2 昭和43年4月規約の一部を改正する。
- 3 昭和46年4月28日規約の一部を改正する。
- 4 昭和48年4月規約の一部を改正する。(会費)
- 5 昭和49年4月規約の一部を改正する。(会費)
- 6 昭和50年4月規約の一部を改正する。(総会議長)
- 7 昭和54年4月規約の一部を改正する。(総会議長)
- 8 昭和57年5月規約の一部を改正する。(総会議長)  
役員の定数について茨城地区は昭和58年度より実施する。)
- 9 平成4年4月26日規約の一部を改正する。  
(PTA会費に慶弔費を含む。)
- 11 平成10年4月25日規約の一部を改正する。(総会)
- 12 平成16年4月24日規約の一部を改正する。
- 13 平成17年4月23日規約の一部を改正する。
- 14 平成21年4月18日規約の一部を改正する。(役員)
- 15 平成25年4月20日PTAの慶弔に関する規定を定める。
- 16 平成27年4月18日規約の一部を改正する。(顧問の設置等)
- 17 平成28年4月16日規約の一部を改正する。(第5章 役員8条2, 3, 4)

# 石岡市立城南中学校後援会 会則

## 第一章 名称及び事務局

第一条 本会は、石岡市立城南中学校後援会と称し、事務局を城南中学校におく。

## 第二章 目的及び活動

第二条 本会は、城南中学校のPTAと連携し、城南中学校の教育活動並びに教育施設・学校環境の整備等を援助し、校風の昂揚と善導に資することを目的とする。

第三条 本会は、前条の目的をとげるため次の活動をする。

- (1) 体育施設の整備に対する援助
- (2) 生徒の体育に関する各種競技会
- (3) 生徒の対外教育活動の費用援助
- (4) 図書館教育充実の助成
- (5) 情報教育・科学技術教育・キャリア教育・学校健康教育及びその他の教育施設・設備の充実に対する援助
- (6) 教職員の生徒指導研究の助成

## 第三章 会員及び会費

第四条 本会の会員は、城南中学校に在籍する生徒の父母または保護者並びに城南中学校の校長及び職員とする。

第五条 会費は、この会の目的を達成するために会費を納めるものとする。会費は月額1口300円とする。

## 第四章 役員

第六条 本会の役員は、次の通りとする。

- 1 会長1名
- 2 副会長3名（高浜地区1名、三村地区1名、関川・茨城地区1名）
- 3 書記2名（高浜地区、三村地区、関川・茨城地区の中から1名、学校1名）
- 4 会計3名（高浜地区、三村地区、関川・茨城地区の中から2名、学校1名）

第七条 上記役員については、PTAの会長、副会長、書記、会計が教育後援会のそれぞれの役を兼任する。

第八条 本会に運営委員をおき、運営委員会を組織する。  
（PTA各地区副会長・各常置委員長・副委員長）

第九条 本会の役員の任期は、1年として、再任を妨げない。

第十条 本会の役員は、次の任務を行う。

- 1 会長は、本会を代表して、会務を総括し、総会及び役員会を主催する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に支障があるときは、その任務を代行する。
- 3 書記は、会長の命により会務を処理する。
- 4 会計は、本会の金銭の収入、支出を行う。

- 5 運営委員会は会長の指導により開催し、本会の事業を企画立案し、総会で承認を得て、事業を執行するものとする。

#### 第五章 会計監査委員

第十一条 この会を經理するために2名の会計監査委員を置く。ただし、常置委員会正副委員長、役員は会計監査委員を兼ねることはできない。

第十二条 会計監査委員は、委員総会で選出し、会長が委嘱する。

第十三条 会計監査委員は必要に応じ、随時監査を行うことができる。

第十四条 会計監査委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

#### 第六章 総 会

第十五条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高機関であり、会長が招集する。

第十六条 総会は、毎年原則として1回、4月に開催し、会務の報告、予算の審議、決算の承認、その他重要事項の議決を行う。

#### 第七章 会計年度

第十七条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第八章 会則の改正

第十八条 会則の改正は、総会において出席者の三分の二以上の賛成がなければ、改正することができない。

#### 第九章 校長の意見

第十九条 校長は、総会、役員会等に出席し、学校側を代表して意見を述べるができる。

#### 付 則

- 1 この規約は昭和63年4月1日より実施する。
- 2 平成4年4月26日規約の一部を改正する。(会費)
- 3 平成28年4月16日規約の一部を改正する。  
(第四章 役員 第六条 2, 3, 4)

## P T A 慶弔に関する規定

※本会の慶弔に関する規定を次のように定める。

1 会員が死亡した場合は、香料10,000円、または花輪・供物等を贈り、代表が会葬して弔意を表す。

2 生徒に対する慶弔については、次のように定める。

(1) 生徒が死亡した場合は、香料10,000円、または花輪・供物等を贈り、代表が会葬して弔意を表す。

(2) 生徒が傷病で長期(おおむね1ヶ月以上)にわたり、入院加療している場合には、5,000円の見舞金を贈る。

※上記1, 2の返礼については、辞退する。

3 本部役員の退任及び教職員の転出・退職の場合は、記念品を贈り感謝の意を表す。

※ 以上の規定以外に必要な場合は、役員会で提案し、運営委員会の承認を得て、運用する。

※P T A規約付則【15 平成25年4月20日P T Aの慶弔に関する規定を定める。】を、追記する。